

法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品の加入にあたっては、以下の点を確認のうえでお申し込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1

法人向け保険は、被保険者様に万一のことがあった場合、（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源としてご利用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※ お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はありません。

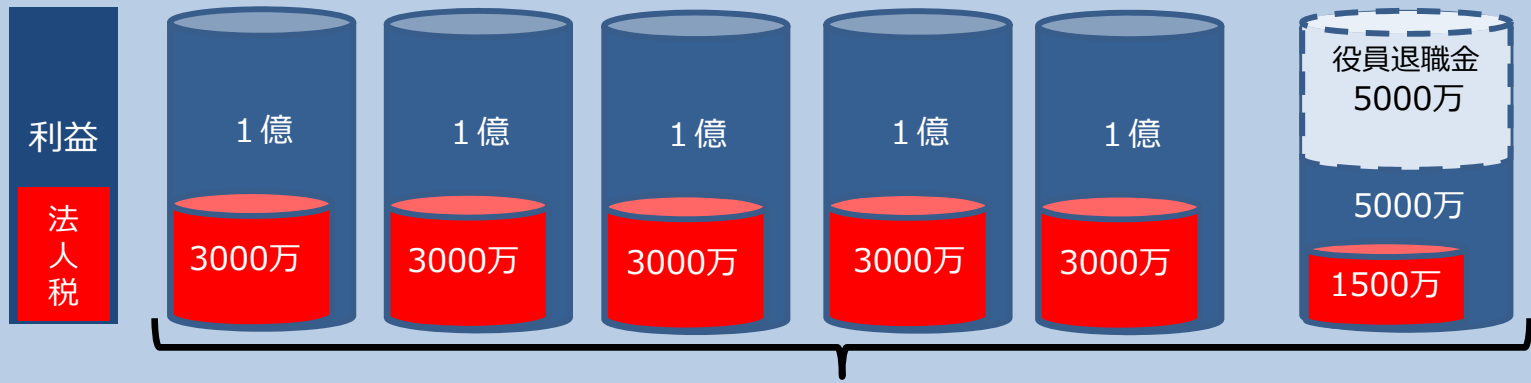
※ 裏面も参照ください。

3

保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とする保険加入はお勧めしておりません。

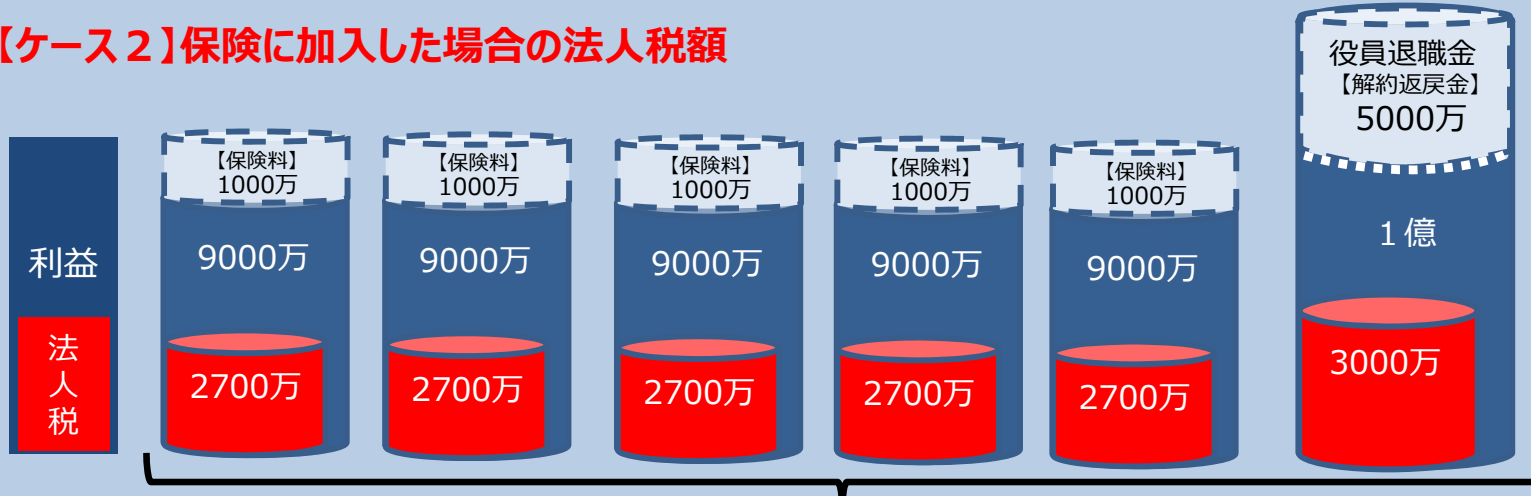
以下の【ケース1】および【ケース2】の事例で法人税額は同じです。

【ケース1】保険に加入しなかった場合の法人税額



6年間合計 1億6500万

【ケース2】保険に加入した場合の法人税額



6年間合計 1億6500万

※上記は以下の前提で試算したイメージ図となります。

【前提】・6年間を通じて毎年1億円の利益（実効税率30%）が発生、6年目に5000万円の役員退職金を支払い
 ・毎年1000万円の生命保険料を支払い全額損金算入*、6年目に解約した際の返戻率は100%

* 2019年6月通達改正後の実際の損金算入額は、最高解約返戻率が100%の場合、保険期間の開始日から10年間は保険料の10%相当額となります。

- この資料はあくまで参考情報としてご利用ください。
- くわしいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり／約款」等を必ずご確認ください。
- 個別の税務のお取り扱いにつきましては、税理士や所轄の税務署等にお問い合わせください。
- マニライフ生命の法人向け定期保険等は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- マニライフ生命の担当者・募集代理店（生命保険募集人）は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限等に関して確認を希望される際には、ご遠慮なく下記のマニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

マニライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
 東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

マニライフ生命コールセンター ☎ 0120-063-730
 受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）